

令和 6 年度

行政評価（新規事務事業評価）結果一覧表

◆令和 7 年度から新たに実施を計画している事務事業評価

令和 7 年 3 月

羽村市行政評価委員会

編集：羽村市企画部企画政策課

令和 6 年度行政評価（新規事務事業評価）について

羽村市行政評価要綱の規定に基づき、令和 7 年度に実施を予定している新規・レベルアップ事業について、妥当性・効率性（手法）の観点から総合的に評価を行った。

1 評価方法

一次評価 事務事業の所管課長による評価

二次評価 副市長、教育長、部長職により構成する行政評価委員会による評価

2 評価分類

A：実施が妥当

B：要再検討

C：実施しない

※評価結果は、予算査定において尊重するが、予算全体を調整する中で予算化を見送る場合がある。

3 評価経過

令和 6 年 9 月 20 日 部ごとに新規評価シート作成・提出（一次評価）

令和 6 年 10 月 1 日、2 日、7 日 行政評価委員会開催（二次評価）

4 評価結果

評価件数 31 件中 A：28 件 B：3 件 C：0 件

5 その他

本結果一覧表における、各事務事業の事業内容等については、評価実施時点（令和 6 年 9 月、10 月）の内容であり、令和 7 年度における実際の事業内容等と異なる場合がある。

令和6年度行政評価（新規事務事業評価）結果一覧表 審議数：31件

No.	事務事業名	所管部・所管課	評価結果	評価コメント
1	議場システムの更新	議会事務局・議会事務局	A	・インターネット配信のニーズが測れないこと、議会の採決は賛否の数分かればよいものであることから、電子採決システムの必要性について検討すること
2	公共施設（図書館及び生涯学習センターゆとろぎ）への公衆Wi-Fiの設置	企画部・情報政策課	A	・Wi-Fiを利用できるエリアがなるべく多くなるよう、アクセスポイントの設置数や場所などを工夫すること
3	電子契約サービスの導入	総務部・契約管財課	A	—
4	文書管理・電子決裁システムの導入	総務部・総務課	A	—
5	生理用品の無償配布システムの導入	総務部・総務課	B	・生活上の困難に直面する女性が制度にアクセスしやすくなる点はメリットであるが、本事業は貧困対策であることも踏まえ、再度検討すること
6	市債権徴収関連業務の一元化及びBPO（事務委託）の実施	市民部・納税課	B	・先行導入自治体での効果等や他自治体の動向を注視しながら、再度検討すること
7	廃棄物運搬委託業者及び廃棄物中間処理委託業者への熱中症対策支援	産業環境部・生活環境課	B	・事業の効果はあるが、雇用主の責務との整理や今後の財政負担を踏まえ、再度検討すること
8	生活保護受給者の年金の受給に向けた支援の強化	福祉健康部・社会福祉課	A	・生活保護受給者にもメリットがある取組であることから、早期に取り組むこと
9	在宅人工呼吸器使用者に対する非常用電源装置購入助成	福祉健康部・障害福祉課	A	—
10	高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業の実施	福祉健康部・高齢福祉介護課	A	—
11	生活困窮者及び生活保護受給者への就労準備支援事業の実施について	福祉健康部・社会福祉課	A	—
12	夏季休業期間中の学童クラブ受入事業の実施	子ども家庭部・子育て支援課	A	—
13	子供の居場所創設事業の実施	子ども家庭部・子育て相談課	A	・スポーツセンターは既に子供の居場所となっている状況がある。学習支援などのニーズ等について確認すること
14	多胎妊婦に対する妊婦健康診査支援事業の実施	子ども家庭部・子育て相談課	A	—
15	子育て世帯への包括的相談システムの構築	子ども家庭部・子育て相談課	A	・システムの導入に当たっては、他自治体との共同調達ができないか検討すること
16	高校生等医療費助成事業の充実	子ども家庭部・子育て相談課	A	・特定財源の動向について注視すること

No.	事務事業名	所管部・所管課	評価結果	評価コメント
17	羽村市立地適正化計画の策定業務（都市計画マスタープランの改定に併せて策定）	まちづくり部・都市計画課	A	—
18	羽村市無電柱化推進計画の策定	まちづくり部・土木課	A	・無電柱化事業を進めている市道第2002号線（通称：羽村駅前中央通り）の完成が見えてきた段階で実施するなど、計画策定のタイミングについて検討すること
19	流域下水道多摩川上流雨水幹線改修に伴う事務委託	上下水道部・上下水道業務課、上下水道設備課	A	—
20	水道工事前積算システムの導入	上下水道部・上下水道設備課	A	—
21	指定避難所等給水管の耐震化	上下水道部・上下水道設備課	A	・災害に備え、避難所以外についても可能な部分から耐震化を進めること
22	1人1台端末の更新及びネットワーク環境の充実（GIGAスクール構想第2期）	生涯学習部・学校教育課	A	—
23	スポーツセンター第1・第2ホールの空調設備新設工事の実施	生涯学習部・スポーツ推進課	A	—
24	生涯学習センターゆとろぎの設備改修の実施	生涯学習部・生涯学習推進課	A	・改修等の優先順位をつけ計画的に取り組むこと
25	スイミングセンターを活用した小学校水泳授業の充実	生涯学習部・学校教育課、生涯学習総務課	A	—
26	部活動の地域連携・地域移行の実施、拡充	生涯学習部・学校教育課	A	—
27	就学・入室支援委員会タブレット端末及びペーパーレス会議システムの導入	生涯学習部・教育支援課	A	・他の会議における導入についても検討を進めること
28	不登校の未然防止と校内別室指導による支援の充実	生涯学習部・教育相談室	A	—
29	教職員勤怠管理システムの導入	生涯学習部・学校教育課	A	・常勤職員以外の勤怠管理のデジタル化についても検討すること
30	生涯学習センターゆとろぎ開館20周年記念事業の実施	生涯学習部・生涯学習推進課	A	・既存事業を冠事業として実施するなど、経費をかけずに工夫して実施すること
31	羽村市郷土博物館開館40周年記念事業の実施	生涯学習部・郷土博物館	A	・既存事業を冠事業として実施するなど、経費をかけずに工夫して実施すること

※掲載順は、各部の優先順位順

※評価区分 A：実施が妥当 B：要再検討 C：実施しない

※各事務事業の事業内容等については、評価実施時点（令和6年10月）の内容であり、令和7年度における実際の事業内容等と異なる場合があります。

						所管部課	議会事務局・議会事務局			
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項			
1	議場システムの更新	議事進行のほか音声映像の録音録画及び配信等を行うために必要な、議場システム及び議場内のマイク(46台)・カメラ(3台)を更新する。 議会映像の外部配信(インターネット生配信)を行うに当たり、新たに採決をボタン操作による電子採決を導入し、採決の結果が一目でわかるような仕組みとすることで、分かりやすい映像配信とする。	総事業費	事業費	7,191	妥当性	A ・インターネット配信のニーズが測れないこと、議会の採決は賛否の数が分かればよいものであることから、電子採決システムの必要性について検討すること			
	人件費			190						
	合計			7,381						
	背景・目的	【導入スケジュール】 現在のシステムの再リース期間が令和7年8月までであることから、令和7年9月議会から新システムでの運用を予定。	財源内訳	国庫支出金	0	効率性 (手法)				
	現在使用している議場システムは平成24年度の導入から12年が経過し、たびたび不具合が生じている。令和5年度には、カメラの不具合の他、PCが立ち上がらなくなり、緊急修繕を行った。修繕も、一時的な処置であり、今後の正常作動を保証したものではない。議会の安定的な運営を行うため、早期のシステムの更新が必要である。 また、現在、議会の生中継を見ることができなのはケーブルテレビ加入者のみであるため、「市民に開かれた議会として、誰もが気軽に視聴できる環境を整え、議会中継をわかりやすく行う」ことを目的に、議会映像の外部配信(インターネット生配信)及び電子採決システムを新たに導入する。			都支出金	0					
				市債	0					
				その他特定財源	0					
				一般財源	7,381					
				合計	7,381					
				議場システムについては、平成24年度に更新し12年が経過している。令和5年度には、システムの電源が入らない、議会休憩中に電源が停止するなどのトラブルが発生したことから、部品交換などの処置を行ない継続使用している状況にある。 議場システムの不具合は、議会運営に大きな影響が出ることから、早期の機器更新により、議会の安定的な運営に務める必要がある。 外部配信(インターネット生配信)については、子育て中や諸事情で議会傍聴のために来庁できない市民も、自宅で議会を視聴することができるようになる。市民に開かれた議会として、誰もが気軽に視聴できる環境を整える必要性があると考え。						
				議場での議事進行時にマイク、カメラを一括制御し、音声画像の録音録画等を行うもので、議会運営上重要なシステムである。限られた人数で議会運営をおこなうには、議場システムは必要不可欠である。円滑な議会運営と市民への情報発信の充実を図ることから、インターネット生配信及び電子採決についても必要不可欠である。 システムの導入に当たっては、リースにより財政負担の平準化を図り、効率的な運用を図る。						

						所管部課	企画部・情報政策課	
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
1	公共施設（図書館及び生涯学習センターゆとろぎ）への公衆Wi-Fiの設置	公共施設への公衆Wi-Fiの設置に当たっては、地域BWA協定の活用、東京都が進めるオープンローミング事業の利用、施設内全域でのWi-Fi環境整備に要する配線費用の見積を徴取するなど多岐にわたる検討を進めてきた。しかし、地域BWAの活用が見込めない（機器調達ができない）ことやオープンローミングの利用が現状では困難（補助要件に合致しない）であること、施設内全域での環境整備には多額の費用がかかることが確認できたことから、新たな手法での整備について確認を進めてきた。 図書館においては新設となるが、ゆとろぎでは既存配線を有効活用するなど整備費用を抑え、他市での導入事例も確認したうえで、新たな手法を用いて、実施することを想定している。 より高速なインターネット回線を館内に引込み、天井もしくは壁面に設置するアクセスポイントを配線でつなげることで、施設利用者のWi-Fi利用環境を整備する。 【スケジュール】 7月まで：必要な手続きやアクセスポイントの設置等の実施 8月以降：施設利用者への公開開始 【費用想定（令和7年度）】 ・アクセスポイントの設置や電波調査等の一時経費 2,100千円 ・通信回線使用料やアクセスポイント使用料等の経常経費 1,000千円（利用期間8か月）	総事業費	事業費	3,100	妥当性	市施設の利用者や市域への来訪者の利便性向上に寄与するものであり、妥当である。 国が推し進めるDXにおいては、誰も取り残さないデジタル化を基本理念としており、それを踏まえ、羽村市では、令和5年3月に「羽村市DX推進基本方針」を策定し、地域社会のデジタル化の一つとして「FreeWi-Fiの導入」を掲げている。 そのほか、第二次生涯学習基本計画においても、情報通信機器を利用した生涯学習の場が充実し効果的な学びにつながるよう、Wi-Fi環境の整備を進めていくこととしている。	A ・Wi-Fiを利用できるエリアがなるべく多くなるよう、アクセスポイントの設置数や場所などを工夫すること
	人件費			211				
	合計			3,311				
	財源内訳	国庫支出金	0	効率性（手法）	施設内全域でWi-Fi環境が利用できる施設整備を行うことを想定した場合、ゆとろぎでは、配線工事のみで1,000万円を超える金額であったため、整備手法自体の練り直しを行った。 また、複数ある施設のうち、どの施設から整備を行うのか、費用対効果、利用目的、利用者からの要望、市職員の意見なども聴取した結果、まずは、生涯学習施設の位置づけである、ゆとろぎ、図書館において整備を進めることとし、情報収集、検討を進めてきた。 費用については、ゆとろぎの現状改善、利用者からの要望を勘案し、施設内の限定されたエリアでの利用に留め、既存の配線を極力再利用することなどで、低減を図る考えである。また、運用についても、比較的安価で安全性の高い、既存の仕組みを利用することで、経常経費の低減を図る。			
		都支出金	0					
		市債	0					
		その他特定財源	3,100					
		一般財源	211					
	合計	3,311						

							所管部課	総務部・契約管財課
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
1	電子契約サービスの導入	契約書作成業務について、クラウド上の電子契約サービスを導入・利用することにより、電子署名による契約締結を実現し、市と契約を行う相手方の利便性向上と業務効率化を行うもの。 現在、契約事業者は、①窓口まで契約書を取りに来庁し持ち帰る。②内容確認・社判押印後、提出に再来庁。③市で決裁後に市長印を押印し完成した契約書を取りに再々来庁という流れとなっている。契約締結までに計3回の来庁をお願いしているが、電子契約の導入により不要となる。すでに導入済みの電子入札と電子契約サービスが導入されることで、事業者は自社にいながら契約事務を完結することができ、事務の効率化を図ることが可能となる。 なお電子契約サービスについては、一般財団法人GovTech東京により共同調達を行う。	総 事 業 費	事業費	968	妥 当 性	A	—
	人件費			4,721				
	合計			5,689				
	財 源 内 訳		国庫支出金	0	効 率 性 (手 法)	電子契約サービスの導入は、事務の効率化だけではなく、契約の相手方である事業者にとって非常にメリットの多いものである。具体的には、契約書取り交わしが自社で完結できることや、収入印紙が不要になることがあげられる。		
			都支出金	0				
			市債	0				
			その他特定財源	0				
			一般財源	5,689				
	合計		5,689	電子契約サービスの導入は、事務の効率化だけではなく、契約の相手方である事業者にとって非常にメリットの多いものである。具体的には、契約書取り交わしが自社で完結できることや、収入印紙が不要になることがあげられる。	電子契約サービスの導入は、事務の効率化だけではなく、契約の相手方である事業者にとって非常にメリットの多いものである。具体的には、契約書取り交わしが自社で完結できることや、収入印紙が不要になることがあげられる。			

							所管部課	総務部・総務課			
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項				
2	文書管理・電子決裁システムの導入	【事業内容】文書を作成・管理し、決裁を行うシステムを庁内LANパソコン（会計年度任用職員を含む全職員分）に導入することで、文書のライフサイクルを一元管理し、業務効率化を図る。 【運用開始】令和8年度から 【主な内容】 ・収受文書管理(電子データでの収受によるペーパーレス化) ・起案文書管理（検索機能の充実、二次利用による生産性の向上・効率化） ・決裁文書の進捗状況確認（電子決裁による承認プロセスの標準化・効率化・可視化） ・文書の保存（電子データ保存により、紙媒体の保管スペースの小規模化、災害対策） ・文書の廃棄（公文書の適切なライフサイクル管理）	総事業費	事業費	20,000	妥当性	公文書等の管理に関する法律第34条においては、地方公共団体についても「この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するように努めなければならない」とし、令和4年の「行政文書の管理に関するガイドライン」においても、電子文書での管理を基本とすることを明記している。 また、システムを導入することにより、電子化したデータをクラウド上のサーバーに保存するとともに、定期的なバックアップ等によって、災害などへの対応策としても有効である。	A	—		
	背景・目的			人件費	8,907						
				合計	28,907						
	平成23年3月の東日本大震災で被災した自治体等において、紙で保管していた公文書の毀損や滅失が広範囲に発生した。このような事態を回避するため、文書管理システム導入の必要性が問われた。 また、国では令和3年9月に「デジタル庁」を創設、東京都でも「デジタルサービス局」を設置し、自治体のDXを推進しており、羽村市においては、令和5年に「DX推進基本方針」を策定し、DXの推進に取り組んでいる。 文書管理・電子決裁システムを導入することにより、公文書の適切なライフサイクル（収受・作成・決裁・保管・廃棄）を統一し、増加する文書を整理し適切に管理することで、業務の効率化を図る。 上記のことから、令和5年12月に庁内の係長以下の職員による導入検討ワーキンググループを立ち上げ、令和6年の情報化推進委員会に向けて検討を行った。ワーキンググループでの各委員からの意見としては、決裁文書の進捗状況の可視化、紙媒体の保管・廃棄などの適正管理など事務の効率化が進み、市民サービスの向上に繋がる等の意見が多く、システムの導入について進めるべきであるとの結果に至った。		財源内訳	国庫支出金	0	効率性（手法）					
				都支出金	0						
				市債	0						
				その他特定財源	20,000						
				一般財源	8,907						
				合計	28,907						
	国や都でも自治体のDXを推進しており、羽村市においては、令和5年に「DX推進基本方針」を策定し、DXの推進に取り組んでいる。文書管理・電子決裁システムを導入することにより、職員が効率的・効果的に業務を行うことによる市民サービスの向上やテレワークの推進などの働き方改革に、より一層つながることとなる。 システム導入経費について、東京都市長会の補助金を活用する予定であるが、令和7年度が最終年度となる。令和7年度中に導入することにより市の負担を減らすことができる。										

							所管部課	総務部・総務課
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
3	生理用品の無償配布システムの導入	【対象者】市民・施設利用者 【数量】機器1セット（1セット6台） 【手法】 トイレ個室内に専用機器を設置する。 利用者は専用アプリを利用し、生理用品を無料で受け取ることができる。 ※設置導入までは最短で60日程度。 【設置後の事務】 機器への生理用品の補充（月2回程度） ※機器内の生理用品の残数により、必要個数が自動的に発送される。 【設置場所】 ゆとりぎ及び図書館 ※同じ敷地内であれば建物が異なっても振り分けが可能 【必要経費】 ・初年度機器設置費用・リース料等が発生。次年度以降はリース料のみで運用可能。初回は3年契約となり、その後は1年更新となる。 ・3年契約することで、生理用品についてはいくつ使用しても無料。 ※提供される生理用品は、トイレ個室内に設置する機器から流れる動画広告の広告料で賄われている。 ■初年度経費 ①設置工事費等136,200円/セット（6台）＋送料等＝約200,000円 ※状況により電気工事費用等別途発生 ②機器リース料等3,000円×6台×11月＝198,000円 ①＋②＝約398,000円 ■次年度以降経費 機器リース料等3,000円×6台×12月＝216,000円 【導入スケジュール案】 R7年4月 施設ヒアリング・現地調査 5月 施工 6月 サービス開始	総事業費	事業費	398	妥当性	B	・生活上の困難に直面する女性が制度にアクセスしやすくなる点はメリットであるが、本事業は貧困対策であることも踏まえ、再度検討すること
	背景・目的	人件費		74				
		合計		472				
		経済的な理由により生理用品を購入できないなどの「生理の貧困」に対応するため、生理用品の配布を通じて、生活上の困難に直面する女性への支援に取り組んでいる。 現在は職員が生理用品を購入・梱包・配布しており、配布期間中は配布会場で女性職員が待機して対応している。必要な方に届くよう、市役所会議室のほか、夜間や土日に開館しているゆとりぎ受付においても配布を行っているが、ゆとりぎについては窓口に男性が出ることもあり、受け取りに行きづらいという意見もいただいている。 「O i T r（オイテル）」を設置することで、必要な方が必要な時に衛生面を確保された生理用品を手にとることができるため、利用者の経済的な負担を軽減することに加え、利便性の向上、心理的負担の軽減を図ることができる。 また、設置場所には、職員が配布準備や期間中に待機する必要がなくなるため、効率的に事業を実施することができる。 なお、悩みを抱えた方の相談に繋がるよう、OiTrの設置個所に二次元コードを設置し、根本的な問題の解決を図るための周知・啓発を行う。 ※「OiTr（オイテル）」とは、トイレに設置されたディスペンサーに、アプリをダウンロードしたスマートフォンを翳すことで生理用品を受け取ることができるシステム。	国庫支出金	0	効率性（手法）			
			都支出金	0				
			市債	0				
			その他特定財源	0				
	一般財源	472						
	合計	472						

機器を設置することで、専用端末から残数を確認して発注することが可能となり、職員が生理用品の購入・梱包・配布を行うことや、配布期間中、会場で女性職員が待機する必要がなくなるため、効率化を図ることができる。
現在は配布期間を年に数回設けて配布しているが、年間を通して配布することが可能となる。
ゆとりぎ及び図書館に設置することで、土日や祝日、夜間も受け取ることが可能となり、利用者の利便性が向上する。

						所管部課	市民部・納税課	
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
1	市債権徴収関連業務の一元化及びBPO（事務委託）の実施	市民部内の賦課・収納・徴収に係る共通業務を一元化しBPOを導入する。 【主な一元化する共通業務】 ・課税証明書、納税証明書の交付申請受付・作成業務	総事業費	事業費	16,477	妥当性	B	・先行導入自治体での効果等や他自治体の動向を注視しながら、再度検討すること
	背景・目的	・年金特別徴収分の過誤納金還付又は充当業務（介護保険料を含む） ・相続調査及び相続関係図作成業務（介護保険料を含む） ・窓口及び受電における典型対応業務 【主なBPO（事務委託）の内容】 ・収納管理（更正入力、過誤納金還付・充当、口座振替等処理、督促等処理）業務		人件費	97,943			
		市税等の徴収率は、人事異動等による組織の能力変動の影響を受けやすく、これは全国的にみても同様の傾向となっている。 市では、これまでも徴収事務のDX化を積極的に進めるなど、この課題の解消に取り組んでいる。第六次長期総合計画・前期基本計画の自治体運営の方針に掲げる「歳入の安定的な確保」を図るため、収納事務の効率化をより一層推進するとともに、徴収体制の強化・安定化を図る必要がある。		合計	114,420			
			財源内訳	国庫支出金	0	効率性（手法）		
				都支出金	800			
		事務スケジュール 【令和7年度】 4月～12月 BPO導入準備（BPO事務マニュアル（委託仕様書）作成、事業者の選定（プロポーザル）、OAフロア改修、標準化対応住民情報端末設置） 1月～ 一元化及びBPO導入（納税課、課税課）		市債	0			
				その他特定財源	0			
				一般財源	113,620			
				合計	114,420			
		【令和8年度】 4月～9月 BPO拡張準備（BPO事務マニュアル改定） 10月～ BPO拡張（納税課、課税課、市民課（国保・後期高齢事務））						

						所管部課	産業環境部・生活環境課			
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項			
1	廃棄物運搬委託業者及び廃棄物中間処理委託業者への熱中症対策支援	熱中症警戒アラート等の発表時においても業務休止や作業時間の変更が極めて困難な業務に従事するエッセンシャルワーカーに対する熱中症対策として、以下の補助事業を実施する。	総 事 業 費	事業費	1,580	受 当 性	市民生活に直結している廃棄物収集や廃棄物中間処理に従事しているエッセンシャルワーカーは、近年の酷暑・猛暑であっても業務休止や作業時間の変更が困難なことから、「熱中症対策用品」の調達は不可欠である。	B	・事業の効果はあるが、雇用主の責務との整理や今後の財政負担を踏まえ、再度検討すること	
	人件費			53						
	合計			1,633						
	財 源 内 訳	7月の平均気温が観測史上最も高くなるなど、近年、気候変動が深刻化している。「職場における熱中症による死傷災害の発生状況（厚生労働省）」によると、令和5年の職場での熱中症による死傷者1,106人であり、前年比279人・34％増となるなど、職場、特に屋外作業等を伴う環境における熱中症対策は喫緊の課題である。気候変動による高温環境下で作業するエッセンシャルワーカー向けの熱中症対策を目的として、「熱中症対策用品」の調達に関わる支援を行う。	【対象者】 羽村市廃棄物運搬委託業者（3社）及び羽村市廃棄物中間処理委託業者（1社） 【補助額】 作業従事者1人あたり20,000円（4社合計79人分） 【補助対象経費】 ファン付きベストや飲料・塩飴などの熱中症対策用品の購入費用 【補助割合】 10／10（うち、1／2は東京都から補助）	財 源 内 訳	国庫支出金	0	効 率 性 （ 手 法 ）			「熱中症対策用品」の調達費用を補助金として支給することで、どのような物を調達するかは各委託先事業者の考えや状況にあったものを選択してもらえる。 また、本事業は、東京都の補助（補助率1／2）を活用することで、市の一般財源負担を軽減できる。
					都支出金	790				
					市債	0				
					その他特定財源	0				
					一般財源	843				
					合計	1,633				

						所管部課	福祉健康部・障害福祉課	
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
2	在宅人工呼吸器使用者に対する非常用電源装置購入助成	【対象者】 以下の全ての要件を満たすこと ・市内在住であり、常時、人工呼吸器を使用している在宅の方 ・災害時個別支援計画（東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき作成したもの）が策定されており、自家発電装置等の準備をする必要があることを確認できる方 ・他の公的制度の該当とならない方 【内容】 自家発電装置・無停電電源装置・蓄電池の購入費の一部を助成する。 助成基準額は以下のとおりとし、助成金の交付額は、基準額と購入額を比較して少ない方の額とする（購入額が基準額を超えた額については自己負担とする）。 自家発電装置 1台あたり212千円 無停電装置 1台あたり41千円 蓄電池 1台あたり104千円 ※自家発電装置及び蓄電池は、助成対象者1人につき、いずれか一方のみ助成対象とする。 ※無停電装置については、バッテリー内蔵のない人工呼吸器であって使用時に外付バッテリーを装着する機器を利用している場合に、予備電源による駆動開始までの間の人工呼吸器の駆動が必要な方を対象とする。	総事業費	事業費	465	在宅の人工呼吸器使用者にとって、非常時の電源確保は、命を守るために必要不可欠である。 バッテリー等で半日から1日程度の電源確保している場合はあるが、発電機や蓄電池を備えがあれば、より安心して在宅生活を送ることができる。また、避難所を利用せず、在宅で避難生活を送る可能性も低くないことから、自宅での災害への備えを進めることも意義がある。 尚、当該事業の助成対象者は、既存の公的制度（人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業等）に該当しない方を対象としていることから、事業実施の妥当性は高いと捉えている。	A	—
	人件費			106				
	合計			571				
	財源内訳		国庫支出金	0	事業実施において、東京都の保健医療政策区市町村包括補助事業の「在宅人工呼吸器使用者療養支援事業」を利用することにより、市の費用負担は1／2となる。 また、購入費の助成を行うにあたっては、代理受領委任払いを可能とし、市民の負担軽減を図る。 さらに、災害時個別支援計画策定を助成の要件とすることにより、対象者の心身の状況や、非常用電源等の要否などが予め確認できることから、効率的な運用が図られると捉えている。			
			都支出金	232				
			市債	0				
			その他特定財源	0				
			一般財源	339				
	合計		571					

						所管部課	福祉健康部・高齢福祉介護課			
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項			
3	高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業の実施	<補聴器購入費助成事業> ①対象者： ・市内に住所を有する満65歳以上の方 ・聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない方 ・住民税が非課税世帯の方 ※4月から5月までの申請は前年度課税状況で判断。 ・耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認められ、医師の意見書等を提出できる方 ア)聴力レベルが中等度難聴（40デシベル以上の70デシベル未満）以上の方 ※片耳でも可 イ)補聴器が有効だと認められた方 ②助成額：補聴器本体の購入費用に対し、1人あたり、上限4万円 ※助成対象は左右いずれかの耳又は両耳に装用する補聴器1台の本体費用とする。 ※管理医療機器として認定された補聴器を購入する場合に限る。 ※集音器の購入費及び診察料、検査料、証明書料、送料等の費用は対象外とする。 ※助成金の振込確定日から5年を経過していれば再度の申請も可とする。 <普及啓発事業> 加齢性難聴や補聴器に係る知識を普及啓発するため、チラシを作成し、市窓口、地域包括支援センター、医療機関等で配布	総事業費	事業費	1,100	妥当性	A	—		
	背景・目的			人件費	426					
				合計	1,526					
			超高齢社会を迎え、今後も増加する高齢者にとって、加齢によっておこる難聴は誰にでもおこる可能性がある。そのため、東京都では、「未来の東京」戦略バージョンアップ2024の『3か年のアクションプラン』において、2026年までに全自治体で補聴器購入費助成事業の導入を目指している。加齢性難聴に関する早期発見と対応への支援により、加齢性難聴の高齢者本人のコミュニケーションの機会確保に向けた取組を進め、介護予防につなげることを目的として支援策を講じる。	財源内訳	国庫支出金	0			効率性（手法）	
					都支出金	600				
					市債	0				
					その他特定財源	0				
					一般財源	926				
				合計	1,526					
										東京都補助金（購入費助成：補助率1/2、普及啓発の取組：補助率10/10）を活用した事業である。また、助成対象を25人とスモールスタートで取り組んでいくことで、利用状況等を勘案しながら着実な事業展開を図ることとしている。

						所管部課	福祉健康部・社会福祉課	
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
4	生活困窮者及び生活保護受給者への就労準備支援事業の実施について	現在、生活困窮者自立相談支援事業において、生活困窮者を対象に、ハローワークと連携し、就労支援員が就労支援を実施している。	総事業費	事業費	135	妥当性	A	—
	背景・目的	しかし、生活リズムを整えられない、長期間就労していない等の就労支援の前に生活の立て直しが必要なケースもある。この様なケースに対しては、就労支援員が、相談の中で対応しているが、就労支援の枠組を超えるものとなっている。		人件費	0			
		令和6年に生活困窮者自立支援法が改正され、令和7年4月から施行となる。その中で、生活困窮者に対し、日常生活、社会生活や経済的自立のための訓練を実施する就労準備支援事業の実施の推進が努力義務とされた。また、今回の改正では、対象者について、生活困窮者だけではなく、生活保護脱却が見込まれる者も利用できるように拡大された。		合計	135			
	財源内訳	国庫支出金	89	効率性（手法）				
		都支出金	0					
		市債	0					
		その他特定財源	0					
		一般財源	46					
	合計	135						

						所管部課	子ども家庭部・子育て相談課	
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
2	子供の居場所創設事業の実施	児童館を利用する小・中・高校生のアンケート結果では、居場所に欲しい機能として、「体育施設、Wi-Fi等」が挙げられている。また、小・中学生のアンケートでも、居場所に求める要素として、「いつでも行けること」や「好きなことをして過ごせること」などを求める意見が多いことから、スポーツ推進課・情報政策課と協議を行い、S&Dスポーツアリーナ羽村（スポーツセンター）の1階ホール及び幼児ホール（状況により第2ホール）を利用して、週2回程度居場所の提供事業を実施する。 【主な事業内容】 ①1階部分を中・高校生を中心とした居場所として提供するため、Wi-Fi環境の整備 ※子供の居場所創設事業補助金を活用（10/10） ②週2日（水・金）の15：00～20：00に居場所の提供事業 ③②の時間帯で相談員が常駐し、保護者の養育支援事業や子供・若者の相談事業 ④子供に対する学習支援については、ボランティアを活用して実施（週1回程度） ※東京都の子供の居場所創設事業における選択必須事業（補助率1/2） ⑤児童館勤務の会計年度任用職員（子育て相談員含む）を活用した実施態勢。	総事業費	事業費	6,691	妥当性	A	・スポーツセンターは既に子供の居場所となっている状況がある。学習支援などのニーズ等について確認すること
	背景・目的	人件費		3,373				
		合計		10,064				
	国では、児童福祉法が改正され、新たに児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子供の居場所支援）が新設され、子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策の設定が求められることとなった。また、東京都では、「子供の居場所創設事業」が開始されており、地域における居場所の創設に合わせて、子どもに対する学習支援や保護者に対する養育支援に取り組む自治体への支援策を講じている。 市においても、要支援・要保護児童及び特定妊婦に係る相談の増加により、子ども家庭支援センターの相談件数も比例して増加している状況である。さらに、令和5年度に実施した「子ども・子育てに関する調査」では、子どもの居場所づくりの充実を期待する意見が高くなっているほか、令和6年度に実施した「小・中学生アンケート」では、居場所がないと答えた児童・生徒が一定数いる現状を把握することができている。 支援が必要な児童・生徒や家庭の増加と、子供・若者の居場所づくりが求められる中、これまでの児童館の機能強化として中・高校生の居場所の活用を検討したが、令和5年度の新規事務事業評価における指摘事項の「他の公共施設の利用も検討すること」に基づき、庁内において検討を進めてきたところである。	財源内訳	国庫支出金	0	効率性（手法）			
			都支出金	5,842				
			市債	0				
			その他特定財源	0				
			一般財源	4,222				
	合計	10,064						

							所管部課	子ども家庭部・子育て相談課
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
3	多胎妊婦に対する妊婦健康診査支援事業の実施	【対象者】 多胎を妊娠している妊婦 【内容】 ・通常14回分の妊婦健康診査よりも追加で受診する妊婦健康診査にかかる費用について、一定額を助成する。 ・多胎妊婦一人当たり、1回5,000円分、5回を上限に助成（年間5人分を想定） ※5,000円の根拠：国・都の補助単価の上限 【助成方法】 償還払い 【周知】 妊娠届出時に個別に案内するほか、市公式サイト、広報はむら等 【その他】 健診に係る費用を助成するものであり、医療保険適用分は対象外	総事業費	事業費	130	妥当性	A	—
	人件費			106				
	合計			236				
	財源内訳		国庫支出金	65	効率性（手法）			
			都支出金	32				
			市債	0				
			その他特定財源	0				
			一般財源	139				
	合計		236					
	背景・目的		多胎妊娠数は全国的に増加傾向にあり、市の令和5年度の多胎妊婦数は9件であった。多胎児の妊娠・出産に伴う身体的・精神的・経済的負担は大きく、産後うつや虐待のリスクが高いと言われている。 多胎妊娠においては、早産を予防すること大切であり、母体や胎児のリスクを回避するためにも頻回な妊婦健康診査が推奨されていることから、市として通常の妊婦健康診査の支援を超える追加健診が生じた場合に、経済的な負担軽減を図ることは妥当である。					
妊婦健康診査に係る公費負担は、都内共通の受診票方式により、妊婦一人当たり14回分の一部助成を実施している。 多胎妊娠は不妊治療など生殖医療の発達により、全国的に年々増加がみられ、当市においても、妊娠届出書による多胎妊婦は令和3年度2件、令和4年度3件、令和5年度9件と増加傾向にある。多胎妊娠では、単胎妊娠に比べて早産や妊娠高血圧症候群などの合併症のリスクが高く、医療的管理を目的として頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなっている。 このため、多胎妊婦が14回を超えて受診する妊婦健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図ることを目的とする。 ※多胎とは同時に2人以上の妊娠をすること		国・東京都の補助金の活用により市の負担の低減を図り、国の母子保健医療対策に即した事業を展開できると考える。多胎児支援については、これまで産後ケア事業の利用回数の増、養育支援ヘルパーの利用料の軽減等を実施しており、さらに本事業を追加することで、多胎児支援の充実を図っていく。 通常の妊婦健康診査は都内共通の受診票方式だが、市独自事業として実施するに当たり、償還払いによる対応が最適である。						

						所管部課	子ども家庭部・子育て相談課		
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項		
4	子育て世帯への包括的相談システムの構築	令和8年1月から、新たな機能を搭載した児童家庭相談システムを導入する。 ＜新システムの主な機能＞ ①相談受理児童台帳の登録 ②相談支援記録の登録及び決裁と保管（児童福祉・母子保健）※制限を設定の上、必要に応じ相互の支援経過記録や健診情報を共有。） ③福祉行政統計報告・補助金事務等実績に関する統計処理 ④個別支援プランの作成・管理（児童福祉・母子保健で連携し作成） ⑤台帳データベースを元にした各種会議録等の作成 ⑥個別ケース支援の進行管理（住基との連携による転出入の把握、および相談支援の管理）	総事業費	事業費	19,442	妥当性	児童福祉法及び母子保健法の改正により、児童福祉部門と母子保健部門が連携し一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務となっており、新しいシステムを導入することで、より包括的な相談支援の充実を図ることができる。 また、現在利用しているシステム委託事業の撤退が令和8年1月末という状況のため、故障による対応、バージョンアップに備え、現行システムの移行・新システム導入は必須である。	A	・システムの導入に当たっては、他自治体との共同調達ができないか検討すること
	背景・目的	人件費		479					
	平成26年に導入した児童家庭相談システムは、主に子ども家庭支援センターにおける相談記録の管理・統計処理等を目的として日常業務に活用しているが、令和8年1月に委託事業者の事業撤退が決定している。 また、児童福祉法の改正により、市町村は「こども家庭センター」の創設が努力義務となっており、母子保健と児童福祉の分野横断的に支援する必要があることから、当該センターを中核として、ケース記録の共有等を通じ、その相互連携を図る必要がある。 このため、新たに機能の充実したシステムを導入することで、母子保健・児童福祉両部門の一体的な情報の管理を行い、効果的な支援、事務事業の効率化を図ることを目的とする。	合計		19,921					
		財源内訳	国庫支出金	9,686	効率性（手法）	相談支援に係る記録・統計・会議資料作成等の事務負担を軽減することで、訪問や面接など市民への相談支援に時間をかけることができ、市民サービスの向上を図ることが期待できる。 こども家庭センター設置に伴う整備導入費の補助金を利用することで、システム更新に係る導入経費を抑えることができる。			
			都支出金	69					
			市債	0					
			その他特定財源	0					
			一般財源	10,166					
			合計	19,921					

							所管部課	子ども家庭部・子育て相談課
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
5	高校生等医療費助成事業の充実	高校生等医療費助成事業の所得制限を令和7年10月1日から撤廃する。 【事業の概要】 対象者：市内に住所を有する15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育している者 助成内容：健康保険の給付対象となる医療費等を助成する。ただし、通院1回につき200円の自己負担あり（入院・調剤・訪問看護は自己負担なし）	総事業費	事業費	31,479	妥当性	A	・特定財源の動向について注視すること
	人件費			5,365				
	合計			36,844				
	財源内訳		国庫支出金	0	効率性（手法）			
			都支出金	31,479				
			市債	0				
			その他特定財源	0				
			一般財源	5,365				
	合計		36,844					
	背景・目的		本事業は、東京都の制度に準拠した所得制限を設けており、これまで、市民からの問い合わせや「市長への手紙」等において所得制限撤廃を望む声が上がっていた。 制度開始後は、東京都市長会を通じ所得制限の撤廃等を都に要望するとともに、多摩地域26市と連携した都との協議を継続しているところであるが、自治体独自に所得制限を撤廃する動きは増えてきている。 都が、乳幼児及び義務教育就学児を含めた子供の医療費助成について、所得制限を撤廃する方向で調整を開始したことから、市民ニーズに対応した所得制限撤廃は妥当である。					
高校生等医療費助成事業は、新型コロナウイルス感染症の流行が青年期世代の心身に大きな影響を及ぼし、改めて健康管理の重要性が認識された中、東京都が、高校生の世代が自らの健康を管理し、改善できるよう支援するため、令和5年度から実施したものである。 羽村市は、東京都の制度に基づき、所得制限を設け令和5年4月1日から事業を開始した。 乳幼児医療費助成事業は平成18年4月から、義務教育就学児医療費助成事業は平成19年10月から所得制限超過者に対して、市単独事業として助成し、所得制限を撤廃している。 市民からは、本事業開始当初から所得制限撤廃の要望があった。		所得制限は撤廃する一方、受益者負担の観点から、通院1回当たり200円の自己負担は継続することとする。 助成方法については、現行の東京都統一の医療証方式により原則実施する。						

							所管部課	まちづくり部・土木課
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
2	羽村市無電柱化推進計画の策定	【事業内容】 現在、事業を進めている市道第2002号線をはじめ、令和6年度に設置された「都・区市町村無電柱化検討会議」において、提案・協議を行った緊急輸送道路に指定されている市道第101号線（通称：市役所通り）のほか、都道と接続する駅前の市道など、将来、優先的に整備する無電柱化路線を選定し、計画の策定を行う。 【スケジュール】 R7.5月 補助金交付申請 7月～ 委託契約 R8.1月～ 意見公募手続き 3月 羽村市無電柱化推進計画策定	総事業費	事業費	8,200	妥当性	A	・無電柱化事業を進めている市道第2002号線（通称：羽村駅前中央通り）の完成が見えてきた段階で実施するなど、計画策定のタイミングについて検討すること
	人件費			183				
	合計			8,383				
	財源内訳		国庫支出金	0	効率性（手法）			
			都支出金	8,200				
			市債	0				
			その他特定財源	0				
			一般財源	183				
			合計	8,383				
	背景・目的		現在、市では市道第2002号線（通称：羽村駅前中央通り）の無電柱化に向け、詳細設計を行っているところであり、令和7年度以降工事に着手する予定である。 無電柱化の推進に関する法律第8条第2項では、「市町村は、無電柱化推進計画を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない」とされている。 また、東京都から、無電柱化推進計画の策定の有無により、国庫補助金の補助率の変化など、今後影響が生じる可能性も考えられるため、計画策定に向けた対応を検討するよう助言があった。 市道の無電柱化事業を進めるに当たり、特定財源の獲得は必須であることから、羽村市無電柱化推進計画の策定を行うものである。	無電柱化事業については、「都市防災機能の強化」「安全で快適な歩行空間の確保」「良好な都市景観の創出」の観点から、国及び都において、推進している事業であり、市道における無電柱化事業であることから、市で実施することは妥当である。 計画策定については、業務委託により実施していく。 また、東京都無電柱化チャレンジ支援事業補助制度において、計画策定に分類される調査・設計については、補助対象額に対し全額補助となっており、市の費用負担は生じない。 このことから、事業実施に向けた手法及び費用面において効率性が図られている。				

						所管部課	上下水道部・上下水道業務課、上下水道設備課			
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)		評価コメント及び指示事項		
1	流域下水道多摩川上流雨水幹線改修に伴う事務委託	福生市が実施している公共下水道（雨水管整備）事業に伴い、羽村市から福生市（旧都市下水路）を経由し多摩川へ排水している雨水について、多摩川上流雨水幹線に接続し多摩川へ排水するため、建設及び維持管理に関する事務の執行を規約・協定に基づき福生市に委託する。	総事業費	事業費	284,064	妥当性	公共下水道事業は、羽村市、福生市共に昭和48年に分流式下水道として都市計画法及び下水道法の認可を得て事業に着手している。			
	人件費			1,260						
	合計			285,324						
	背景・目的	令和6年度 福生市への雨水流出面積（負担金）について協議・調整 令和7年度～ 8年度 多摩川第7排水区雨水整備工事（福生市実施） 令和8年度～10年度 多摩川第8排水区雨水整備工事（福生市実施） 令和10年度～11年度 加美排水区雨水整備工事（福生市実施）	財源内訳	国庫支出金	142,032	効率性（手法）	A			—
	都支出金			71,016						
	市債			71,016						
	その他特定財源			0						
	一般財源			1,260						
	合計			285,324						
	羽村市公共下水道（多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連）事業計画及び福生市公共下水道（多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連）事業計画の認可を得た都市計画事業に基づき、緑ヶ丘地区及び神明台地区の雨水排水を東京都が管理する多摩川上流雨水幹線に接続するため、福生市と連携し改修工事に取り組む。			「羽村市公共下水道事業の事務の委託に関する規約」、「羽村市公共下水道事業の事務に関する規約附属協定書」に基づき、福生市にて工事を実施する。						

							所管部課	上下水道部・上下水道設備課	
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項		
2	水道工事用積算システムの導入	スタンダアロンPCに、積算システムをインストールし、配水管管種替工事の積算、設計書作成や水道管路漏水等緊急修繕（単価契約）の積算に使用する（単価改定作業も年間の保守点検に含む）。 ・最新の東京都水道局基準を採用 ・1年を通し最新の単価を反映	総事業費	事業費	1,353	妥当性	A	—	
	人件費			0					
	合計			1,353					
	財源内訳		国庫支出金	0	効率性（手法）				
			都支出金	0					
			市債	0					
			その他特定財源	1,353					
			一般財源	0					
			合計	1,353					
	背景・目的				水道工事の積算のための単価作成に多大な時間を要している。第二次水道ビジョンや水道管路耐震化更新計画に基づき管路の耐震化を計画的に実施するには、単価作成に要する時間を省き、効率的な積算業務を行い工事発注する必要がある。				
	配水管管種替工事等を発注するための積算業務は、見積り、建設物価等様々な資料を基に単価を作成する必要があり、その単価作成に多大な時間を要し、早期発注にも支障をきたしている。積算システムを導入し積算業務の効率化を図る。また、東京都水道局や他自治体と統一的な歩掛や単価を使用することから、積算精度の向上と人的ミスのリスク回避につなげる。				・最新の歩掛、単価が反映される。 ・単価作成時の転記、入力ミスの防止につなげる。 ・統一したフォーマットの使用により情報が整理される。 ・配水管管種替工事等の早期発注、設計変更及び清算業務の効率化が図れる。				

							所管部課	上下水道部・上下水道設備課	
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項		
3	指定避難所等給水管の耐震化	災害時において、多くの人の一時的な生活の場となる避難所では、給水の確保が求められていることから、配水管分岐部から水道メータまでの耐震化を実施する。避難所建物内で被害を受けた場合に給水を継続するために併せて応急給水栓を設置する。 【指定避難所】 羽村東小学校、羽村西小学校、富士見小学校、栄小学校、松林小学校、 小作台小学校、武蔵野小学校、羽村第一中学校、羽村第二中学校、羽村第三中学校 【福祉避難所】 いこいの里、中央児童館、西児童館、東児童館、福祉センター 【災害時拠点】 スポーツセンター、市役所、保健センター 全18施設	総事業費	事業費	8,100	妥当性	災害時において、多くの人の一時的な生活の場となる避難所等では、給水の確保が求められていることから、配水管分岐部から水道メータまでの給水管の耐震化は必要である。	A	・災害に備え、避難所以外についても可能な部分から耐震化を進めること
	人件費			711					
	合計			8,811					
	財源内訳		国庫支出金	0	効率性 (手法)				
			都支出金	0					
			市債	0					
			その他特定財源	8,100					
			一般財源	711					
			合計	8,811					

						所管部課	生涯学習部・学校教育課	
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
1	1人1台端末の更新及びネットワーク環境の充実（GIGAスクール構想第2期）	【端末更新】 ■対象 市立小・中学校の児童・生徒及び教員 ※ 補助対象は児童・生徒のみ ■台数（児童・生徒数の15%を予備機として整備） 4,411台（児童・生徒数3,836人、予備機575人） ■導入端末 クロームブック（OSはクロームOSを継続して利用） ■手法 ・東京都内の自治体での共同調達（OSごとに仕様書を作成し、その仕様に基づき東京都が業者及び金額決定し、市は特命随意契約を結ぶ） ・購入した端末のキッティング（設定作業）し、羽村市環境で使えるよう整備 ■補助率 55,000円×台数×2/3	総事業費	事業費	487,016	妥当性	A	—
	背景・目的	人件費		1,860				
	市では、国のGIGAスクール構想の実現を目指し、令和2年度に小中学校全校にWi-Fi環境を整備し、全児童・生徒及び教員に、学習用端末（1人1台端末）を約4,500台整備した。 整備から5年経過することを踏まえ、国は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」（令和5年11月閣議決定）において、「国策であるGIGAスクール構想の第2期を見据え、予備機を含む1人1台端末の計画的な更新を行う」とした。 市立学校では、令和2年度に導入した1人1台端末を活用し、個別最適な学びや協働的な学びの実現に向けた取組を進めているが、校長会からは要望としてネットワーク速度の充実などが出されるなど、一層の環境整備が求められている。 そのため、今回のGIGAスクール構想第2期においては、国の方針にのっとり、共同調達スキームによる着実な端末更新及び、ネットワークアセスメントの徹底やその結果に基づいた通信ネットワークの充実を行っていく必要がある。	合計		488,876				
		【ネットワークアセスメント・ネットワーク環境整備】 ①ネットワークアセスメントを実施し、学校のネットワークがつながりにくい原因を特定。 ②アセスメントの結果を踏まえた応急対応。 ③回線契約の切り替え（必要に応じて） ■補助率 ①～③いずれも1/3 対象経費：①1校当たり100万円、②1校当たり200万円、③1校当たり40万円	財源内訳	国庫支出金	14,718	効率性（手法）		
		都支出金		161,736				
		市債		0				
		その他特定財源		0				
		一般財源		312,422				
		【フィルタリングソフトの導入】 仕様検討中のため、仕様の中でどの程度フィルタリングに関して明記することになるか不明であるが、OS標準のみの場合は、カテゴリ指定のフィルタリングやインターネット利用時間の制御ができないため、場合別別途個別にフィルタリングソフトを導入する。 ■対象 端末更新で導入する4,411台 ■内容 ・違法・有害情報のフィルタ（カテゴリごとのフィルタ、セーフサーチ） ・持ち帰り環境でもフィルタリングを実施 ・深夜・早朝の過度な利用の把握・制限 ・端末稼働状況の把握 ※補助対象外	合計	488,876				

						所管部課	生涯学習部・スポーツ推進課	
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
2	スポーツセンター第1・第2ホールの空調設備新設工事の実施	第1ホール(1,672㎡)及び第2ホール(830㎡)、合計2,502㎡の空調設備新設工事を実施する。 また、本工事は令和7年度から令和8年度にかけて実施するスポーツセンター大規模改修工事と併せて実施する(令和7年度：大規模改修工事実施設計、令和8年度：大規模改修工事)。	総事業費	事業費	16,308	近年、国や東京都では、暑さ対策として熱中症警戒アラートを発令し注意喚起を行うとともに、スポーツ活動中の熱中症対策を講じるよう、スポーツ施設整備に対し補助金の交付制度の充実を図っている。 夏場はホールの暑さ指数が高く、ホール利用者や団体からは、ホール内の室温が高すぎるとの意見が多数あり、熱中症対策は急務であるため、ホールに空調設備を新設する必要がある。	A	—
	背景・目的	人件費		2,891				
		合計		19,199				
	スポーツセンターは、昭和56年の開館以来、第1ホール及び第2ホールには空調設備が整備されていない。 近年の猛暑により、ホール内の気温は35℃以上に上昇する日もあり、暑さ指数が高い場合は、利用者にホールの使用中止や振替を推奨している。 一般のホール利用者からは、ホール内の室温が高すぎるとの意見が多数あり、また、羽村市スポーツ協会からは市に対し、毎年度、ホール内に空調設備を設置してほしい旨の要望が出されている。 第2期羽村市スポーツ推進計画では、スポーツ施設について、必要に応じた改修や補修を行い、安心・安全に各種競技が実施できるよう、適正な管理に努めることとしていることから、市民が安心してスポーツができる環境を提供するために、冷房設備が必要である。	冷房設備のランニングコスト 1日13時間(9時～22時)毎日稼働すると仮定した最大値で算出 5月～9月(冷房期間)の使用料金：3,624,865円(電気料553,705円、ガス料3,071,160円) ※室温に応じて冷房設備を稼働させる計画であるため、実際の使用料金は上記より下回る見込み	財源内訳	国庫支出金	0			
		暖房設備は、平成24年の改修工事で防衛補助を活用し更新しており、室温に応じて稼働している。実績としては年間10回未満の稼働であり、ガス使用料金は1時間当たり4,700円程度である。今回新たに導入する暖房設備のランニングコストは1,300円程度と見込んでおり、既存設備と比べるとランニングコストは約70%削減することができる。		都支出金	0			
				市債	0	国や東京都などの補助事業を活用し、効率的に事業を実施する。 令和8年度の大規模改修工事と併せて工事を実施することにより、休館期間を短縮するとともに、利用者への影響を最小限にする。 受益者負担の観点から、設備の光熱費は利用者から実費相当の使用料を徴収する。		
				その他特定財源	0			
				一般財源	19,199			
		【文部科学省の補助を活用する場合】 令和7年5月：事業量調査、令和7年10月：フォローアップ調査、R8年2月：事業計画申請 令和7年度　ホール空調設備(新設)工事実施設計委託 令和8年度　ホール空調設備(新設)工事【国庫補助1/3、都補助1/3(上限50,000千円)、市債】		合計	19,199			

							所管部課	生涯学習部・生涯学習推進課
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
3	生涯学習センターゆとろぎの設備改修の実施	特に老朽化・劣化が著しく、故障等により即時に利用ができなくなる設備や、利用者に甚大な損害を生じさせる可能性が高い設備について、緊急度・影響度、経費を勘案し、段階的に更新・改修を行う。	総事業費	事業費	28,816	妥当性	A	・改修等の優先順位をつけ計画的に取り組むこと
	人件費			4,570				
	合計			33,386				
	背景・目的	(1)舞台設備の更新 舞台設備について、機器・システム・配線を更新する。 設備更新を進める中で、空調設備の更新時期や規模改修時期に併せて、舞台機構設備（照明器具や幕の吊り下げ等）の更新を順次実施していく。 ①映像設備一式（大・小ホール（実施時期：令和8年度 30,484千円）） ②照明設備調整卓制御部分更新（大ホール（実施時期：令和9年度 178,000千円）） ③音響設備一式（大・小ホール（実施時期：令和10・11年度 171,200千円）） (2)空調設備の修繕（空冷チラーユニット圧縮機他交換整備（実施時期：令和7年度 28,816千円）） 大・小ホール、レセプションホールの空調設備のうち、熱源機器(チラーユニット)の一部（圧縮機ほか）を更新し、空調設備の延命化を図る。	財源内訳	国庫支出金	0	効率性（手法）		
		都支出金		0				
		市債		0				
		その他特定財源		0				
		一般財源		33,386				
		合計		33,386				
生涯学習センターゆとろぎは、平成17年10月に竣工し19年が経過している。映像・照明・音響等の舞台設備については耐用年数を超えており、老朽化・劣化が著しく、故障や不具合が続いている。 生涯学習センターゆとろぎは、利用者が自身の活動のために利用するだけでなく、コンサートや発表会等で客を来館させ、有料で実施する催しのための貸館も行っている。 設備の不調等により施設の使用ができなくなると、利用者に大きな損害を生じさせる恐れがあることから、優先順位を付して、段階的に舞台設備の改修・更新を行う必要がある。 また、空調設備についても不具合が相次いでいる。現行の空調設備は、令和7年12月に製造・供給が停止する旨の通知があり、今後、故障した際に修繕対応ができなくなる恐れがある。このため、空調設備の延命化を図るための一部機器の更新を行う必要がある。								

						所管部課	生涯学習部・学校教育課、生涯学習総務課		
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項		
4	スイミングセンターを活用した小学校水泳授業の充実	松林小学校、武蔵野小学校に加え、小学校2校についても、スイミングセンターにおいて水泳授業を実施する（羽村東小学校、羽村西小学校での実施を検討中）。 ・授業は、1回2単位時間で行い、各学年及び特別支援学級で年間5回（10単位時間）を実施する。 ・水泳指導は、委託業者の指導員が行い、評価及び安全管理は教員が行う。 ・松林小学校を除き、スイミングセンターへの移動はバスとする。 ・実施期間は5月～3月。（実施日は、スイミングセンター指定管理者と調整の上決定） ・実施に当たり、施設の運営、水泳指導等について、スイミングセンター指定管理者へ委託する。	総事業費	事業費	13,577	受 当 性	松林小学校及び武蔵野小学校では、令和5年度からスイミングセンターにおいて、委託による水泳指導を行っている。水泳指導は、学習指導要領において実施することとされており、市（教育委員会及び学校）が実施主体となる。 現在、水泳指導は6月～7月に実施しており、天候等によりプールに入れず、水泳指導が行えないことがある。また、コロナ禍において、水泳指導が中止になった経過により、子供たちの泳力低下、水に対する抵抗感が課題となっている。そのような中、民間事業者のノウハウを活用し、泳力の向上を目指すことは妥当な理由といえる。また、各学校のプールの老朽化への対応や、教員の水泳授業実施の負担は喫緊の課題であり、そのような点からも、必要な事業である。	A	—
	人件費			320					
	合計			13,897					
	財源内訳		国庫支出金	0	効 率 性 （ 手 法 ）	水泳指導の経験を持つ民間事業者に指導を委託することで、効果的な指導が可能となり、児童の泳力向上へつなげることができる。また、委託で実施することで、教員は水質管理等の業務を行う必要なく、評価と安全管理に集中することができるとともに、これまでプールの管理業務に充てていた時間を生徒指導や教材研究などに充てることができ、学校教育の充実につなげることができる。 さらに、学校プール施設はほとんどが築30年以上であり、今後、プール施設の更新には多大な経費が必要となってくる。外部施設において水泳授業を行うことは、学校プールの管理運営に必要なとなる経常的な経費を削減することにつながる。			
			都支出金	0					
			市債	0					
			その他特定財源	0					
			一般財源	13,897					
	合計	13,897							

							所管部課	生涯学習部・学校教育課
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項	
5	部活動の地域連携・地域移行の実施、拡充	【地域移行を実施する部活動】 以下の2つの部活動を地域移行する。 ・男子バレーボール部（4月） ・演劇部（8月）	総 事 業 費	事業費	11,901	妥 当 性	A	—
	背景・目的	人件費		91				
		合計		11,992				
	国では、令和5年度から7年度の3か年を改革期間として、学校が主体となってきた部活動について、段階的に、地域のクラブや団体に移行することとしており、方針に基づき、地域移行及び地域移行に向けた地域連携の拡充を行う。	【地域連携を強化し、地域移行の準備をする部活動】（4月） 以下の部活動は、地域連携を強化し、円滑な地域移行を実施するため、拠点校方式または合同部活動方式による部活動とする。（一つの学校を拠点として部活動を実施したり、合同で部活動を実施したりすることで、顧問を担う教員の有無や、顧問の負担軽減などに対応できる） ・サッカー部 ・女子バスケットボール部 ・剣道部 ・陸上部 ・男女ソフトテニス部 ・吹奏楽部 ・女子バレーボール部 なお、上記の部活動には、部活動指導員、部活動外部指導員、コーディネーターを配置し、地域とのつながりの強化、生徒の活動環境の充実を図り、令和8年度以降の円滑な地域移行につなげる。 そのほか、以下の取組を行い、令和8年度以降の円滑な地域移行の促進、地域移行した部活動の支援、生徒の安全を確保するための講習会などを行う。 ・部活動地域移行連絡協議会（仮）の開催（年2回程度） ・指導者講習会の実施（年2回程度） ・コーディネーター育成研修（年2回程度）	財 源 内 訳	国庫支出金	0	効 率 性 （ 手 法 ）		
				都支出金	7,722			
				市債	0			
				その他特定財源	0			
				一般財源	4,270			
				合計	11,992			

						所管部課	生涯学習部・教育支援課			
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項			
6	就学・入室支援委員会タブレット端末及び ペーパーレス会議システムの導入	各委員会委嘱委員にタブレット端末を1 台貸与し、教育委員会からの通知・資料 送付のデジタル化や外部クラウドによる ペーパーレス会議システムを利用した会 議を開催する。 タブレット端末は、GIGAスクール構想 により、児童生徒に貸与されている端末 (Chromebook)の次期更新期を捉え、 現行の1人1台端末を40台程度、中古機 として活用する(委嘱委員構成は医師、 都立特別支援学校教員、教育相談員、保 健師、市立小中学校教員、市職員等で 「知的障害」等の学級入級・転学や特別 支援学校進学の適否等の審議を行う)。 タブレット端末(Chromebook)は製 造後から2029年6月まで保守サポートが 受けられる。令和8年1月以降から令和8 年度当初にかけて新規アカウント及びド メイン設定等を行い、タブレット端末の 貸与及びペーパーレス会議システムの運 用は令和8年度から実施とする。 タブレット端末及びペーパーレス会議 システムの導入により、ペーパーレス化 と同時にオンラインでの出席が可能とな り、感染症流行期や臨時開催の必要が生 じた状況下においても、迅速に児童・生 徒の学びの環境(就学先・転学先)の審 議・協議、意見調整を図ることが可能と なる。	総 事 業 費	事業費	1,684	就学・入室支援委員会は市が開催する必要がある が、会議運営上、以下のような課題がある。 (1)資料印刷から回収廃棄まで大量の紙消費と直接配 布による所要時間 (2)資料紛失等による個人情報の漏洩リスク これらの課題の解消を図るとともに、緊急案件や 感染症リスクのある時期でも、資料印刷や配布等の 事務的事由により開催を停滞させずに必要な審議・ 協議・意見調整を遅滞なく行うために、タブレット 端末及びペーパーレス会議システムを導入すること はリスクマネジメントの点からも妥当である。	A	・他の会議における導入につい ても検討を進めること		
	背景・目的			人件費	2,711					
				合計	4,395					
	現在、就学・入室支援委員会の会議運営に 必要な資料については、紙資源で印刷・手交 による配布・回収廃棄を行っている。これを ペーパーレス会議システムを利用することによ り、環境負荷低減と資料等のデジタル化に よる一層の事務効率化を推進する。		財 源 内 訳	国庫支出金	0				受 当 性	
				都支出金	0					
				市債	0					効 率 性 (手 法)
				その他特定財源	0					
				一般財源	4,395					
			合計	4,395						

						所管部課	生涯学習部・教育相談室
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項
1	不登校の未然防止と校内別室指導による支援の充実	(1)校内別室指導教室の設置 全国的に増加する不登校の対策の一つとして、国及び東京都が進める「校内別室指導」を未設置の学校に「校内別室指導」の教室を設置するための備品等の整備を行う。【国1/3補助】 (1校当たり290千円×2小学校<校内別室指導の未設置のうち2校>) (2)家庭と子供の支援員の配置時間数の引上げ 小中学校におけるいじめ、不登校等、生活指導上の課題に対応する支援体制の充実のために配置している「家庭と子供の支援員」を交付要綱における限度額まで配置時間を延長する。 家庭と子供の支援員は学校ごとに選任し、長期休業中を除き4月～3月まで年間を通して配置。 (現在) 1校当たり140時間⇒(変更後)312時間 1校当たり158千円⇒(変更後)399千円【国1/3、東京都1/3】	総事業費	事業費	4,570	妥当性	全国的にも、羽村市でも増加している不登校児童・生徒の支援対策には、第一義的には在籍校における一人一人に応じた適切な支援が重要である。不登校の未然防止や登校復帰等を含む支援の取組として、児童生徒の心理面に十分な配慮がなされた校内別室指導の重要性が高まってきている。 また、不登校の未然防止や児童生徒の支援を行う家庭と子供の支援員の活用拡大を図る上で、市立学校校長会からも時間増についての強い要望が寄せられている。
	人件費			686			
	合計			5,256			
	財源内訳		国庫支出金	1,522	効率性 (手法)	国・東京都からの財源を活用し、校内別室指導の教室環境を整備しつつ、不登校の未然防止や児童生徒一人一人に応じた支援のために、家庭と子供の支援員の更なる活用を図ることで、不登校対策の充実が図れる。	
			都支出金	1,330			
			市債	0			
			その他特定財源	0			
			一般財源	2,404			
	合計		5,256				
	背景・目的						
	全国的に増加傾向にある不登校の未然防止と不登校児童・生徒への一人一人の状況に応じた支援のための対策を強化する。(全国では10年連続で増加。羽村市では令和2年度の出現率1.90%から令和5年度の出現率4.72%まで4年連続増加)						

						所管部課	生涯学習部・生涯学習推進課	
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分	令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項		
1	生涯学習センターゆとりぎ開館20周年記念事業の実施	(1) 開館20周年記念式典及びシンポジウムの実施(令和8年3月) 協力団体等への感謝状贈呈等の式典を執り行う。 式典第2部に、生涯学習に関するシンポジウムを実施する。シンポジウムは、杏林大学と連携して実施する(令和7年度羽村市と杏林大学の包括連携15周年)。 開館以来の沿革や活動実績等を記念誌にまとめ、関係団体へ配布する。 様々な団体等によるゆとりぎでの活動を紹介する展示会を行う。 事業予算(案): 式典230千円、シンポジウム等: 520千円	総事業費	事業費	1,480	妥当性	施設の開館20周年を節目に、生涯学習の拠点としての目的や設立趣旨を振り返り、人生100年時代における生涯学習の新たな価値や意義を市民に理解いただき、生涯学習活動のきっかけとするために、周年事業を通じた新しい事業企画を実施することは妥当性がある。	
	人件費	4,293						
	合計	5,773						
	生涯学習センターゆとりぎは、平成18年3月に開館式典を開催した。 開館20周年という節目を機に、生涯学習拠点としての意義を見つめなおすとともに、市民のさらなる生涯学習、交流の充実・発展に寄与するため、記念事業を実施する。 なお、開館式典10周年は、平成27年度に実施している。	(2) 開館20周年記念公開収録 全国的にも知名度のあるテレビ番組(2番組)を誘致し、一般参加者を募集して公開収録を行う。 事業予算(案): 630千円(レセプションスト、駐車場整理員、広報周知費等)	財源内訳	国庫支出金	0	効率性(手法)	A	・既存事業を冠事業として実施するなど、経費をかけずに工夫して実施すること
	(3) 開館20周年記念広報 20周年を記念したアート作品を制作し、館内に展示することで周年事業の広報を行う。 武蔵野美術大学等関係団体によるアート作品制作 事業予算(案): 100千円	都支出金		0				
	上記のほか、一流アーティストによる芸術鑑賞機会の創出、世代や障害の有無等に関わらない多様な方々が「感じ」「つながる」ことを目的とした開館20周年記念特別事業を実施する。 特別事業の事業費は、年間を通じて実施している公演・展示・学習事業の事業数や予算と調整を図り実施する。 ・文化・芸術分野 ・学習分野 ・子供・若者を中心とした企画 ・インクルーシブな視点による企画 ・市民参加企画 また、定例のゆとりぎ事業や関係団体との連携事業については、開館20周年記念の冠を付して実施し、開館20周年の認知効果を高める。	市債		0				
	その他特定財源	0						
	一般財源	5,773						
		合計	5,773					

						所管部課	生涯学習部・郷土博物館		
No.	事務事業名	事務事業の内容等	区分		令和7年度 経費概要(千円)	事務事業の分析 (所管課長評価)	評価コメント及び指示事項		
I	羽村市郷土博物館開館40周年記念事業の実施	(1) 郷土博物館～開館40年間のあゆみミニ展示（仮称） ①郷土博物館 ②4月下旬～3月中旬 ③郷土博物館40年間のあゆみを年表や写真などで紹介 ④人数及び市内市外の制限なし	総事業費	事業費	770	妥当性	A	・既存事業を冠事業として実施するなど、経費をかけずに工夫して実施すること	
	背景・目的	人件費		958					
		合計		1,728					
	令和7年（2025年）は、昭和60年（1985年）に羽村市郷土博物館が開館して40年目の節目にあたる。 その記念事業として、開館40年の歩み、生誕140周年を迎える中里介山の特別展、羽村を題材とした郷土絵はがき（開館当時販売）を復刻などを行う。 各事業をとおして、郷土はむらへの造詣及び郷土愛を深めていくことを目的とする。	(2) 中里介山生誕140周年記念 特別展（仮称） ①郷土博物館 ②10月上旬～12月中旬 ③中里介山に関する初公開資料、大菩薩峠以外の介山作品に関する研究資料等の展示 ④人数及び市内市外の制限なし (3) 中里介山生誕140周年記念 講演会（仮称） ①ゆとりぎ講座室又は郷土博物館 ②1日（10月上旬～12月中旬） ③中里介山、大菩薩峠及びその他作品に詳しい研究者、知識人等による講演会 ④50人（市内市外の制限なし）※募集時期は市内から開始 (4) 郷土絵はがき「はむらの四季」復刻 ①郷土博物館、市役所1F受付 1部（6枚セット）800円で販売 ②5月上旬から ③40周年を記念して過去に販売していた絵はがき（牧進氏作品）の復刻 ④500部作製 内訳 販売450部（市内市外制限なし）・50部（保存及び提供等）	財源内訳	国庫支出金	0				効率性（手法）
				都支出金	0				
				市債	0				
			その他特定財源	0	事業の企画立案、資料の収集、関係者への連絡調整、展示の飾りつけなどは職員で行う。 経費は、講師謝礼、需用費（記念缶バッジ、絵はがき印刷）、消耗品費（パネル、用紙、トナー）であり、必要最低限としている。缶バッジはR6年度は未作製のため、7年度に記念缶バッジとして作製する。 なお、缶バッジ及び絵はがきは販売をするため歳入も見込んでいる。 このことから、効率的に実施していく事業として捉えている。				
			一般財源	1,728					
			合計	1,728					